

賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 公益財団法人孔子の里（以下「この法人」という。）は、重要文化財多久聖廟及びその周辺に所在する史跡等の保全とすぐれた自然条件との調和のとれた開発を推進し、快適な環境の醸成と、由緒ある文教の地に適応した学芸文化の研鑽振興を図り、もって地域の活力ある発展に寄与することを目的とするものである。この法人の定款第38条第1項の規定に基づき、この法人の賛助会員（以下「会員」という。）の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第2条 会員になろうとするものは、賛助会員入会申込書（様式1）を提出しなければならない。

(会費及び会費の種別)

第3条 会員は、入会するときに当該年度分の年会費を納め、以後毎年度年会費を納入しなければならない。

2 年会費は、次の各号に掲げる会員種別に応じ各号のとおりとする。

(1) 個人賛助会員 3,000円（一口）以上

(2) 団体（法人）賛助会員 10,000円（一口）以上

3 年会費は4月分から翌年3月分までの1年分とし、原則として当該年度分は、7月末までに納入するものとする。

(会員の特典)

第4条 会員は次の特典を享受することができる。

(1) この法人が刊行する機関誌及び会報を無料で配布を受けることができる。

(2) この法人が主催する伝統行事、文化講演会の案内を受け、参加できる。

(3) この法人の賛助会費納入後に発行する賛助会費受領書及び証明書により税制上の優遇措置を受けることができる。

(賛助会費の使途)

第5条 賛助会費の使途については、公益目的事業費のほか100分の50を上限として管理運営費として使用することができる。

(退会)

第6条 会員は退会通知書（様式2）をこの法人に提出することにより、いつでも退会することができる。

2 前項の場合において、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返納しない。

(除名)

第7条 会員が次の各号に掲げる事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) 著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められると

(2) 正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したとき。

2 前項第1号の場合、会員の除名が審議される理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月1日理事会議決)